

議案第42号

債権の放棄(農業集落排水処理施設使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 農業集落排水処理施設使用料
- 2 金額 104,265円
- 3 債務者 別表のとおり
- 4 債権放棄理由

債務者の破産手続により、免責決定となったため。

平成31年3月5日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

別表

番号	債務者	金額	破産申立年
1	平成11年6月 使用開始者	67,515円	平成17年
2	平成13年5月 使用開始者	36,750円	平成27年